

[公開草案]

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」の公表

- 法人名 : 大和証券エスエムビーシー株式会社
- 部 署 : 公開引受部
- 役 職 : 公開引受部部長
- 名 前 : 柴山珠樹

■コメント:

未公開会社に付与されたストックオプションの会計処理について

未公開会社に付与されたストックオプションの会計処理については、公開会社と同様に公正な評価単価を見積もるため、見積り方法を工夫する案(A案)と、公正な評価単価に代えて、単位当たりの本源的価値の見積もりを許容し、単位当たりの本源的価値は権利行使日に至るまで見直し損益計算に反映させる案(B-1案)及び単位当たりの本源的価値は付与日で測定した後は見直さず影響額を注記で開示する案(B-2案)が検討されている。

この中で、A案については参考とする類似企業の妥当性についてどのように判断するのか、そもそも既存の企業にはない新規性の高い事業を営む会社についてどのような基準で類似性を判断するか等、見積り方法を工夫するにしても実務上多くの問題が生じることが想定される。このような条件下で算出された見積り額が会社の損益計算のベースとなることは適切ではないものとする。

B-1案については、ストックオプションの付与日以後の予期せざる株価変動の影響を含む権利行使日の本源的価値を、付与日における公正な評価単価の「代理数値」と見ることができるとの疑問であるとの指摘がすでになされているが、現状においては、公開後、まさに「予期せざる」株価水準に上昇してしまう新規上場会社が多数あり、前述の指摘どおりB-1案の採用には問題があるとする。

B-1案によれば、新規上場会社の業績審査を行うに当たり、公開後の株価水準を想定して想定費用を見積らざるをえなくなりその信頼性が担保できず、また、公開後、想定外の株価水準を基に費用計上を余儀なくされた場合、上場直後に赤字、最悪の場合債務超過に陥るといった事態も考えられることから、投資家に対して不測の損害を与えかねない。

東京証券取引所の上場審査基準では、企業の継続性及び収益性に関し「最近における損益及び収支の水準を維持することができる見込みのあること」を要件としているが、上記の

ような事態が想定される場合、上場後の株価が高水準と見込まれると審査基準に抵触し上場できないという矛盾が生じる。

また、新規上場会社は投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項として、株価の上昇が費用の増加、即ち、利益の減少を生ぜしめるという内容を開示することが想定されるが、このような前提条件の付された株式は投資物件となり得ないのではないか。

加えて、資本政策の事例として、新規上場会社は上場直前にストックオプションを役職員に付与することが多いが、B-1 案では上場直後に多額の費用が発生することも想定され、費用の金額とその期間対応の点についても疑問である。

未公開会社においては、主に優秀な人材の確保の必要性から上場会社と比べてもストックオプション制度のニーズは高いが、上述のように B-1 案では実務上の支障が多く同制度導入について阻害要因となり、ベンチャー企業育成の観点からもマイナス面が多いものと考ええる。

このように A 案及び B-1 案には問題点があると考えられることから、未公開会社に付与されたストックオプションの会計処理については B-2 案を採用すべきものとする。